



セイカコケクセ
(京都市衛生環境研究所提供)

平成26年2月27日
総務省山口行政評価事務所

「特定外来生物の防除等に関する行政評価・監視」 調査結果の公表

山口行政評価事務所は、生態系、人の生命・身体又は農林水産業へ被害を及ぼしている特定外来生物(ヌートリア、アライグマ、セアカゴケグモ、アルゼンチンアリ、オオキンケイギク等)の防除等の実施状況について、中国四国管区行政評価局及び鳥取行政評価事務所と合同で調査しました。

本調査結果に基づき、中国四国管区行政評価局が、平成26年2月27日、中国四国地方環境事務所、中国四国農政局及び中国地方整備局に対して、①生息(生育)に係る情報の的確な把握・整理及び情報共有の推進、②地方公共団体及び民間団体に対する効果的な防除に必要な助言(情報提供)等の実施、③飼養等の許可の適正化など、必要な改善措置を講ずるよう通知しました。



アライグマ(環境省HPより)

(注) 「行政評価・監視」には、総務省行政評価局が企画する「全国計画調査」と、出先機関が地域の行政上の問題点を取り上げ、その改善を図るために、独自に企画する「地域計画調査」があり、
本行政評価・監視は地域計画調査です。

<本件照会先>

総務省 山口行政評価事務所
評価監視官室
(担当) 大庭、河相、繩田
(電話) 083-933-1503
(FAX) 083-922-1593

総務省 中国四国管区行政評価局
第二部第1評価監視官室
(担当) 末光
(電話) 082-228-6386
(FAX) 082-228-4471

行政評価・監視結果のポイント

背景

- 近年、人間の活動を通じて海外から持ち込まれた外来生物によって、生態系や農林水産業等に被害を及ぼす事例が多数発生
- 国は、「**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律**」(平成16年法律第78号。以下「**外来生物法**」という。)に基づき、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある**外来生物を特定外来生物として指定(107種類)**(平成25年10月末現在)
【資料1及び2参照】
 - ⇒ 特定外来生物の防除については、国が実施するほか、地方公共団体等の取組を促進
 - ⇒ 特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)、輸入等については、飼養等の許可を受けた場合等を除いて原則禁止
- しかし、中国地方においては、**ヌートリア、アライグマ、セアカゴケグモ、アルゼンチンアリ、オオキンケイギク**等の特定外来生物の生息(生育)区域が拡大しており、農作物への被害を生じさせているもの(例:ヌートリア、アライグマ)、人の生命・身体へ被害を及ぼすおそれがあるもの(例:セアカゴケグモ)、生態系に被害を及ぼしているもの(例:オオキンケイギク)などの例あり。

調査の概要

【主な調査事項】

- 1 特定外来生物の生息(生育)及び生態系等に係る被害の把握状況
- 2 特定外来生物の防除等の実施状況
- 3 特定外来生物の飼養等の許可等の実施状況

【調査対象機関】

- 1 調査対象機関
中国四国地方環境事務所、中国四国農政局、中国地方整備局
- 2 関連調査等対象機関
広島県、鳥取県、**山口県**、市町村、NPO等

【調査実施期間】 平成25年7月～26年2月

主な通知事項

1 特定外来生物の防除の推進

- (1) ヌートリア・アライグマ
- (2) セアカゴケグモ
- (3) アルゼンチンアリ
- (4) オオキンケイギク

2 飼養等の許可の適正化

【通知日】 平成26年2月27日

【通知先】 中国四国地方環境事務所
中国四国農政局
中国地方整備局

(注)本評価・監視は、四国行政評価支局においても実施したことから、中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局に対しては、中国四国管区行政評価局長と四国行政評価支局長の連名で、通知を行った。

1 特定外来生物の防除の推進

制度の概要等

- 広島、鳥取及び山口の3県において生息(生育)が確認されている特定外来生物は、次の**20種類** 【資料3参照】

区分	哺乳類		鳥類	両生類	魚類				昆虫類	クモ類			植物							計 20
種類	ヌートリア	アライグマ	ソウシチヨウ	ウシガエル	カダヤシ	ブルギル	コクチバス	オオクチバス	アルゼンチンアリ	ハイイロゴケグモ	セアカゴケグモ	クロゴケグモ	オオキンケイギク	オオハングンソウ	アレチウリ	オオカワヂシャ	ブラジルチドメグサ	ボタントクキサ	アゾラ・クリスター	オオフサモ
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19

- 外来生物対策には、早期発見、早期対応が重要であることから、平素から監視に努めるとともに、被害の発生を初期の段階で発見し、迅速に対応できるよう情報収集のための監視体制を、地域の協力を得て構築していくことが重要（**特定外来生物被害防止基本方針**（平成16年10月15日閣議決定）より）

ア 国による防除

主務大臣（環境大臣及び農林水産大臣）並びに国の関係行政機関の長である国土交通大臣は、都道府県の意見を聴いて、防除に際し必要な事項を公示（以下「**防除の公示**」という。）（外来生物法第11条）。

⇒ 国は、国立公園等、全国的な観点から優先度の高い地域から防除を実施（**特定外来生物被害防止基本方針**）。

イ 地方公共団体や民間団体等による防除

区分	防除の制度
防除の確認	地方公共団体が行う特定外来生物の防除であって、 <u>防除の内容等が防除の公示に適合するもの</u> については、環境大臣及び農林水産大臣の確認を受けることができる（法18条1項）。
防除の認定	民間団体等が行う特定外来生物の防除については、 <u>その者が防除を適正かつ確実に実施することができ、及びその防除の内容等が防除の公示に適合している旨</u> の環境大臣及び農林水産大臣の認定を受けることができる（法18条2項）。

(1) ヌートリア・アライグマの防除（中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局）



調査結果の概要

- 鳥取、広島及び山口の3県の捕獲実績をみると、**ヌートリア**については**鳥取県の捕獲実績が突出**。（H22：捕獲頭数 2,422頭、H23：同1,877頭）
アライグマについては、3県とも捕獲実績があるが、ヌートリアよりも少ない。（H23：鳥取17頭、広島11頭、**山口7頭**）【資料4参照】
※ ヌートリア・アライグマの農作物被害金額（H24：ヌートリア：鳥取224万円、広島601万円、山口なし。アライグマ：鳥取なし、広島46万円、山口38万円）【資料5参照】
- ヌートリア・アライグマの捕獲制度には、①**外来生物法に基づく防除の確認**と、②**鳥獣保護法に基づく有害捕獲**の2つの捕獲制度あり。
- **外来生物法に基づく防除の確認**については、**捕獲の際、生きたままの運搬等**を伴う防除が可能となるメリットがあり、計画的かつ柔軟な捕獲が可能【資料6参照】

● 防除の確認制度の活用状況

- ① **鳥取県**では、防除指針を策定し、市町村に対して**防除の確認を受けるよう促す**とともに、技術的な支援を実施。【資料7参照】
この結果、12市町（全市町村の63.2%）が防除の確認を受け**積極的に防除を推進**。特に**ヌートリア**については、一定期間捕獲数が増加した後に減少傾向を示しており、**成果を挙げている**。（H22：捕獲頭数 1,668頭 → H24：同750頭）
一方で、防除の確認を受けず、従来の鳥獣保護法に基づく有害捕獲を行っている1市においては、捕獲体制を更に充実させなければ十分な成果が得難い。（H22：捕獲頭数 354頭 → H24：同683頭）
- ② **広島県**では、5市町（全市町の21.7%）のみが防除の確認を受けている状況。
防除の確認を受けないで、従来の鳥獣保護法に基づく有害捕獲を行っている1市においては、鳥獣被害の大半を占めているニホンジカ（在来種）等の捕獲に重点が置かれ、ヌートリア・アライグマまで手が回らず、**平成22年度以降の捕獲頭数がヌートリア1頭のみ**。

● 防除の実施状況

- 中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局における、法や防除の公示の趣旨が周知徹底されていないことなどにより、次のような例あり。
- ① 防除の確認を受けていない3県15市町において、**ヌートリアを箱わなで捕獲した際に、殺処分を行う場所までの間を、法で禁止されているにもかかわらず、箱わなごと生きたまま運搬しているものあり**。（2県5市町）
 - ② 防除の確認を受けている2県8市町において、**箱わなに、外来生物法に基づく防除のための捕獲である旨を記した標識の装着を求められているにもかかわらず、これを装着していないものあり**（1市町）。



通知事項

- ① **外来生物法に基づく防除の確認制度を活用して防除の成果を上げている地方公共団体の取組を情報提供するなどにより、防除の確認制度の普及を一層促すこと。**
- ② **防除の確認を受けてヌートリア・アライグマの防除の取組を行っている地方公共団体に対し、防除実施計画の内容に沿った適正な防除を行うよう指導すること。**

(2) セアカゴケグモの防除（中国四国地方環境事務所）



(京都市衛生環境研究所提供)

調査結果の概要

- 中国地方では、平成14年に山口県岩国市で初めて発見(広島県は24年、鳥取県は25年)されて以降、**発見事例が増加中** 【資料8参照】
※ 発見された市町村数(H25.8現在)：鳥取1町(1件)、広島3市(4件)、山口1市(2件) (山口は米軍岩国基地の発見例を除く。)
- 中国四国地方環境事務所は、鳥取、広島及び山口の3県において、平成24年4月から25年8月までの間に県及び市町村がセアカゴケグモを発見した9件のうちの6件しか通報を受けておらず、**生息に係る情報を把握し、地方公共団体や土地所有者等に対し、情報提供や防除に関する助言を行うことが困難** 【資料9参照】
- 地方公共団体から、次のとおり、**防除の対処方法についての改善要望あり。**
 - ① 県が土地の所有者等に対し、防除の指導を行う法的根拠がなく、対応に苦慮 (広島県及び山口県)。
 - ② 主務官庁である中国四国地方環境事務所が、発見時の対応について、国、県、市町及び土地の所有者又は管理者の役割分担等を示すべき (山口県) 等



通知事項

- ① セアカゴケグモが発見された場合に、漏れなく通報を行うよう地方公共団体に要請すること。また、得られた情報を整理し、必要に応じて地方公共団体に提供するとともに、防除に係る助言を行うこと。
- ② セアカゴケグモが発見された場合の対応について、国、県、市町村及び土地の所有者等の役割分担や、住民への周知方法を例示すること。

(3) アルゼンチンアリの防除（中国四国地方環境事務所）



(環境省HPより)

調査結果の概要

- 中国地方では、平成5年に広島県廿日市市で全国で初めて発見。その後、山口県で13年に発見され、**生息域を拡大中** 【資料10参照】
- 中国四国地方環境事務所は、アルゼンチンアリ対策広域行政協議会会員でない1市町において、平成20年にアルゼンチンアリの生息が確認され、22年度から自治会主体の一斉防除が行われている事実を十分に把握しておらず、初期対応を促すなどの取組は未実施。
- 山口県・広島県で生息が確認されている10市町のうち6市町では、県や自治会等を中心とした一斉防除を実施。特に、廿日市市では、平成25年度は、生息域の8割以上で駆除されているなど、成果を上げている。【資料11参照】
一方、**一斉防除を行っていない4市町の中には、生息域が拡大し続けているものあり。** (1市町)



通知事項

- ① 地方公共団体等の協力を得て、アルゼンチンアリの生息に係る情報を継続的に漏れなく入手して生息箇所に係る情報を整理し、新しく侵入が確認された地方公共団体に対し、初期対応を促すなどの取組を実施すること。
- ② アルゼンチンアリが既に定着しているにもかかわらず、一斉防除の取組を行っていない地方公共団体に対しては、先進的な取組事例を紹介するなどにより、普及啓発を実施して、一斉防除の取組を推進させること。

(4) オオキンケイギク等の防除

調査結果の概要



ア 中国四国地方環境事務所

- 鳥取、広島及び山口の3県で、国が管理する河川及び国道や、県が管理する河川及び道路を中心に、オオキンケイギクが河川敷や路傍に繁茂している箇所が多数あり。
- 中国四国地方環境事務所は、監視体制が脆弱であること等を理由に、オオキンケイギク等の生育に係る情報収集を行っていない上、地方整備局等が把握している生育に係る情報を共有する取組も行っていない。
- 今回調査したオオキンケイギクの生育が確認されている鳥取、広島、山口の3県・14市町の中には、外来生物法の制度の認識不足等のため、次のとおり、適正な防除等が行われていない例あり。
 - ① 防除の確認を受けずに、抜き取ったオオキンケイギクを枯死させないまま焼却処分場まで運搬しているもの
(2市町)
 - ② 種子が結実するとされている時期にオオキンケイギクを含む草を刈り取り、防除の確認を受けないで、種子が付着している可能性がある状態で焼却処分場まで運搬しているもの
(広島県)
- オオハンゴンソウの防除に取り組んでいる民間団体では、防除体制が脆弱なため、より防除効果が高いとされている根から抜き取る方法でなく、比較的安価な刈り取りによる方法で実施 等

イ 中国地方整備局

- 國土交通省は、各地方整備局等に対し、防除の公示に基づきオオキンケイギク等の分布確認や防除を適切に実施するよう通知 (H18.1.31付け河川局事務連絡、H20.3.14付け道路局事務連絡)
この通知を受けて、中国地方整備局は、管内の河川国道事務所等に対し、通常の管理行為の範囲内において、適切に対応するよう通知 (H18.3.14付け河川部事務連絡、H20.4.17付け道路部事務連絡)
- 今回調査した鳥取、広島、山口の3県の7河川事務所・6国道事務所において、オオキンケイギク等の生育状況の把握・整理が不十分な例あり。
 - ① オオキンケイギクが繁茂しているにもかかわらず、河川又は道路巡視業務の委託業者から生育状況の報告が全くない又は報告漏れがあるもの (3河川事務所・4国道事務所)
 - ② 委託業者からの報告結果を、地域的分布や繁茂の規模等の状況が分かるように整理していないもの (1河川事務所・1国道事務所) 等
- また、次のとおり、防除の実施が望ましいにもかかわらず、防除が実施されていない箇所あり。
 - ① 道路の切土法面のうち、法尻から上方1.5m以内の部分(2国道事務所)や、道路の盛土法面のうち、法肩から下方1m以内の部分(1国道事務所)が、通常の管理行為の範囲とされ、それ以外が一体的に防除されていない箇所 【資料12参照】
 - ② オオキンケイギクが河川又は道路の管理区域のみならず、周辺の土地と一体となって繁茂している箇所(1河川事務所・4国道事務所) 【資料13参照】

通知事項

- ① 地方整備局、地方公共団体等の協力を得て、オオキンケイギクの生育に係る情報を収集するとともに、継続的に共有する仕組みを構築すること。
- ② 地方公共団体に対し、防除の確認の導入を促すとともに、効果的な防除が行われるよう働きかけること。
- ③ 地方公共団体等の協力を得て、防除活動を行っている民間団体等の取組を把握し、効果的な防除が実施されるよう、必要な技術的助言を行うこと。



- ① 河川又は道路の巡視業務の委託業者に対し、オオキンケイギク等の生育状況を的確に把握し、報告させること。また、把握した結果については、全体的な分布や規模の状況が分かるように整理し、次年度以降の巡視及び防除に活用すること。
- ② 通常の管理行為等の範囲以外の区域においても、防除範囲を拡大することがより防除効果が高いと見込まれる箇所等を対象に、効果的な防除に努めること。
- ③ オオキンケイギク等が管理区域周辺の土地と一緒にとなって繁茂している箇所については、必要に応じて中国四国地方環境事務所と連携を図るなどにより、隣接地の管理者に対し、防除の取組を促進すること。

2 飼養等の許可の適正化（中国四国地方環境事務所）

制度の概要等

- 特定外来生物の飼養等は、主務大臣の許可を受けた場合等を除き、原則禁止
①学術研究、②動物園等における展示、③教育、④生業の維持、⑤愛がん又は観賞等、省令で定める目的に適合して飼養等をするもので、「**特定飼養等施設**」で飼養等する場合等に限り許可（外来生物法第5条）
 - ・許可条件 ⇒ 特定外来生物の数量に変更があった場合は、**数量変更の事由等を届出**
 - ・**特定飼養等施設の基準** ⇒ 特定外来生物の種類に応じ、その**逸出を防止できる構造及び強度とすること**。
 - ・**標準処理期間** ⇒ 原則1か月

調査結果の概要

- 中国地方5県における飼養等の許可件数は496件（H25.7末現在）
 - ・目的別では、405件（全体の82%）が「生業の維持」を目的としたもの。
 - ・種類別では、403件（全体の81%）が「セイヨウオオマルハナバチ」を飼養するもの。

● 飼養等の許可を受けた特定外来生物の中には、次のとおり、管理上の不備の例あり。

ア セイヨウオオマルハナバチ

中国地方における飼養等の許可403件のうち、鳥取・広島・山口の3県の152件の中から、飼養中のもの又は25年度中に飼養予定のもの15件（25施設）を抽出調査したところ、**飼養中の5件（11施設）**の中には、次のとおり、ハチが逸出するおそれがあるものあり。【資料14参照】

- ① ハウスの天窓、側窓等の開口部に、ネットが完全に展張されていないものや、ネットやハウスの一部に破損箇所があるもの（鳥取県内1件（1施設）、広島県内3件（3施設））
- ② ハウスの出入口の戸が二重以上になっていないもの（広島県内1件（1施設））
- ③ 逸出可能な構造の給排水施設に、ネットの展張等の措置が講じられていないもの（広島県内1件（1施設））等

イ 他の特定外来生物

飼養等の許可93件の中から、広島県内で6件（5施設）を抽出調査したところ、飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があったにもかかわらず、数量変更の事由等を中国四国地方環境事務所に届け出ていないものあり。（1件（1施設））

● 許可申請を行わず、特定外来生物であるカダヤシを飼養している例あり。（1施設）

● 新規の飼養等の許可を行った20件の中には、標準処理期間の1か月を超過しているものあり。（4件）



通知事項

- ① セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可を受けた者及びこれらの更新許可申請のとりまとめを行っている農業協同組合に対し、許可の更新時期を捉えて、その取扱いに関する規制の周知啓発を強化すること。また、飼養等の許可を受けた者に対して計画的な現地調査を実施すること。
- ② セイヨウオオマルハナバチ以外の特定外来生物の飼養等の許可を受けた者に対しても、計画的な現地調査を実施すること。
- ③ 特定外来生物の飼養等には許可が必要であること、及び無許可での飼養等には罰則が伴うことを、より一層普及・啓発すること。
- ④ 飼養等の許可申請書の提出がなされてからの事務処理が遅延することのないよう、必要な対応措置を講ずること。

[参考] 本資料に出てくる特定外来生物の解説（主なもの）

種類	説明
ヌートリア 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヌートリアは、南アメリカ大陸原産の中型（頭胴長 50～70cm、尾長 35～50cm、体重 6～9kg 程度）の哺乳類です。かつて毛皮養殖用に各地で盛んに輸入され、後にまとまって遺棄されたと言われています。 ○ 日本では本種と同じ生態的地位を占める哺乳類は生息しないために、食草である水生植物を大量に捕食し、水鳥などと餌資源をめぐる競合関係が生じる可能性があるとされています。 ○ 西日本地域で農作物に対する被害が報告されており、食害や岸辺への営巣（巣穴）により、水田のイネや畑の根菜類に大きな被害を及ぼしています。 ○ 被害の根本的な解決を図るには、<u>捕獲を進めることが最も効果的</u>です。捕獲には、一般的な金属製の箱わながよく用いられます。
アライグマ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アライグマは、北アメリカ大陸原産の中型（頭胴長 41～60cm、尾長 20～41cm、体重 4～10 数 kg）の哺乳類です。ペットや動物園での展示のために日本に持ち込まれました。しかし力の強さや気性の荒さから、ペットとして飼われたものが捨てられたり、逃げ出したりすることも多く、それが野生化し、日本各地で繁殖しています。 ○ 雜食性で、農作物を加害するほか、狂犬病などの<u>感染症をまん延させる恐れ</u>や、希少な在来生物を捕食する等、生態系への被害も懸念されています。 ○ 被害の根本的な解決を図るには、捕獲を進めることができます。捕獲には、一般的な金属製の箱わながよく用いられます。農作物を守るには、電気柵で農地を囲むのが効果的です。 ○ 万が一咬まれてしまった場合には、病院に相談、受診するようにしましょう。
セアカゴケグモ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ セアカゴケグモは、オーストラリア原産の小型（雌の体長は 7～10mm、雄の体長は 4～5 mm）のクモです。日本に輸入される資材などに付着して、国内に侵入したと考えられています。<u>メスは毒</u>を持っており、咬まれると痛むほか、重症化する場合があります。 ○ もしセアカゴケグモを見つけた場合は、素手で触れないようにないましょう。駆除するには、市販されている殺虫剤の噴霧が効果的です。また、熱湯をかける、足で踏みつぶす等、物理的な方法でも構いません。 ○ 1匹見つかれば、周囲にも潜んでいる可能性があります。 ○ もし咬まれてしまった場合には、最寄りの病院で受診するようにしましょう。重症化してしまった場合は血清が必要です。

種類	説明
アルゼンチンアリ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルゼンチンアリは南米原産の小型（体長は約 2.5mm）のアリです。日本に輸入される資材などに付着し国内に侵入したと考えられています。 ○ たいへん繁殖力が強く、日本から昔からいた在来のアリを駆逐してしまうなど、生態系への影響が生じています。また、家屋に侵入し、<u>不快害虫としての被害も多数発生</u>しています。いったん定着してしまうと、駆除はとても困難です。 ○ 基本的には、殺虫剤などで防除することになります。アリそのものに殺虫剤をかけるだけでは、あまり効果がありません。アリの通り道などにベイト剤と呼ばれる餌状の殺虫剤をしきたり、巣となっていそうな隙間に殺虫剤を噴霧するなどが効果的です。また、各戸がばらばらに駆除するのではなく、町内会や自治会単位など、地域で一斉に駆除を行うことが、もっとも効果的です。
オオキンケイギク 	<ul style="list-style-type: none"> ○ オオキンケイギクは、北アメリカ原産のキク科の多年草で、高さは 0.3~0.7m程度です。緑化や園芸などによく利用され、日本各地に分布を拡大してきました。 ○ 土手や川原などによく見られますが、旺盛に繁殖し、在来種を駆逐しています。 ○ 防除に当たっては丁寧に抜き取りを行い、翌年種子の発芽や根茎から再生がみられないかを確認し、確認されたときには、それが見られなくなるまで続ける必要があります。 一方、刈取りを行う場合には、<u>残された根茎等から容易に再生</u> してきますので、完全に駆除するためには抜き取りと組み合わせる必要があります。 ○ 抜き取ってすぐの根には再生能力があるので、そのまま移動させてはいけません。抜き取ったその場で<u>数日間天日にさらして乾燥させる</u>など、慎重に行う必要があります。 ○ 外来生物法により、栽培したり、生きたまま運んだり、野外に撒く・植えるなどが禁止されています。刈り取った茎や花は運んだりしても大丈夫ですが、<u>種子や根は再生・繁殖能力を持っているため、規制の対象</u>になります。また花は、花瓶に生けておくだけでも種子が実ることがありますので、注意が必要です。 ○ 駆除したオオキンケイギクを移動させるときは、飛散防止のため、<u>ビニール袋などで二重に梱包して運ぶ必要</u>があります。 ○ 刈取り・抜取りなどの駆除作業は、種子の実っている時期に行うと、逆に種子を飛散させてしまう可能性があります。<u>駆除するなら、花の咲く前に</u>しましょう。

(注) 1 本資料は、中国四国地方環境事務所が作成した特定外来生物のリーフレットから、中国四国管区行政評価局が作成した。

2 特定外来生物の画像は環境省のH P等による。